

第1節 計画の目的及び性格

目的

山口県における洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、県及び県の関係出先機関並びに水防管理団体である市町の水防に関する業務の分掌、情報通信の連絡系統及び水防活動の基準等を明確にし、災害時における水防機能の円滑を期することを目的とする。

この章で定める水防計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく山口県地域防災計画の一部であるとともに、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項の規定に基づく水防計画として位置づけられるものである。

この章において、「法」とは水防法をいう。

第2節 水防実施機関の業務及び責任

第1項 県（法第3条の6）

県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。また、本計画に定めるところにより、氾濫等を通知する。併せて、緊急の際の立ち退き等の指示あるいは水防に要する資材の融通などを通じて、市町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

第2項 県の関係出先機関

現地における状況を的確に把握し、県庁の水防関係各課及び水防管理団体と密接な連絡を保つとともに、県庁の水防関係各課の指示を受けて、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援する。

第3項 市町 — 水防管理団体（法第3条）

市町は、水防の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

1 組織、連絡系統等の整備

水防管理団体は、円滑な水防活動が行われるよう、水防団、消防機関及びため池管理者の組織、連絡系統等を整備しておくものとする。

（注）市町は、水防の第一次的責任を有するものとして水防管理団体という。水防管理団体である市町の長を水防管理者という（法第2条）。

2 指定水防管理団体（法第4条）

都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を指定することができる。

◇参照 水防管理団体一覧表 付表1

3 浸水想定区域の指定があった市町（法第15条）

(1) 浸水想定区域ごとに、次の事項を市町地域防災計画に定めるものとする。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地

⑤ ④において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

⑥ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 上記(1)に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

◇参照 洪水浸水想定区域一覧表 付表2

◇参照 高潮浸水想定区域一覧表 付表3

4 水防計画の策定（法第33条）

指定水防管理団体の水防管理者（市町長）は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あ

らかじめ水防協議会又は市町防災会議に諮らなければならない。

また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。

指定水防管理団体の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

指定水防管理団体の水防管理者は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

第4項 気象庁下関地方気象台（法第10条、第11条）

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所及び山口県に通知する。また、山口県知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、山口県と共同して洪水予報を行う。なお、佐波川及び小瀬川については、山口河川国道事務所及び太田川河川事務所と共同して洪水予報を行い、山口県に通知する。さらに、これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動用の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報等	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル2大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	レベル2高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	レベル2氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル3大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大津波警報 (津波特別警報)	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 高潮警報	レベル3高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5高潮特別警報	台風や温帯低気圧により高潮による浸水が起こるおそれが著しく大きい場合
水防活動用 洪水警報	レベル3氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合

第5項 国土交通省 一 中国地方整備局山口河川国道事務所、太田川河川事務所（法第10条、第16条、第48条）

国土交通大臣が指定した河川（佐波川及び小瀬川）について、水防警報を行うことをはじめ、気象台と共同して洪水予報を行い、山口県に通知するとともに、大規模氾濫減災協議会を組織する。また、県又は水防管理団体に対し水防上必要な勧告、助言を行う。

第6項 (都道府県) 大規模氾濫減災協議会の構成員の責務 (法第15条の9、第15条の10)

国土交通大臣により組織された大規模氾濫減災協議会または知事により組織された都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員は、当該協議会で協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

第7項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

第8項 居住者等の水防義務 (法第24条)

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、水防団長又は消防機関 (市町の消防本部、消防署、消防団をいう。以下この計画において同じ。) の長が、水防のためにやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

第9項 河川管理者等 (法第24条の2)

河川管理者又は海岸管理者は、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を知事その他関係者に通報しなければならない。

第10項 県及び出先機関の水防関係職員の責務

水防関係職員は、大雨、高潮、津波、河川氾濫に関する気象情報が発表されたときは、直ちに所定の配備につくことができるように常に気象状況の変化に注意しなければならない。

第3節 職員の配備体制及び所掌事務

第1項 配備体制

水防に関する職員の配備体制は、第3編第1章「応急活動計画」に定めるところによる。具体的には、第1警戒体制 (情報班体制及び警戒配備体制)、第2警戒体制、警戒体制、特別警戒体制、第1非常体制、第2非常体制及び緊急非常体制とする。

第2項 第1警戒体制 (情報班体制)

1 体制の時期

- ア 県内に大雨、氾濫のレベル2注意報の一つ以上が発表されたとき。
- イ その他状況により知事が命じたとき。

2 配備課所と業務内容

第1警戒体制 (情報班体制) では、特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、次の業務を行う。

配備課所	業務内容
河川課	1 気象情報の収集
砂防課	2 降雨状況等により警戒配備体制への移行を指示する
道路整備課	3 土木建築事務所及びダム管理事務所の長から請求があった場合
防災危機管理課	必要な情報を提供する。
消防保安課	

第3項 第1警戒体制 (警戒配備体制)

1 体制の時期

- ア 県内に大雨、氾濫のレベル2注意報の一つ以上が発表され、情報班が本体制の設置を指示したとき。
- イ 県内に大雨、氾濫のレベル2注意報の一つ以上が発表され、土木建築事務所及びダム管理事務所の長が必要と判断したとき。
- ウ 県内にレベル3高潮警報が発表されたとき。
- エ その他状況により知事が命じたとき。